

○常務理事会規程

規定第681号

一部改正 2010年 7月14日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人法政大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第34条の定めに基づき、寄附行為施行に関する必要な事項のうち常務理事会に関する事項について定める。

(設置)

第2条 この法人に常務理事会を置き、理事長及び寄附行為第14条に定める常務理事をもって構成する。

- 2 理事長が必要と認めた場合は常務理事以外の理事も常務理事会に出席することができる。
- 3 理事長は、必要に応じ、統括本部長及び事務部長等を出席させることができる。
- 4 常務理事会は、理事長がこれを召集する。
- 5 常務理事会の議長は、理事長とする。
- 6 常務理事会の運営方法に係る細目は常務理事会において定める。

(業務)

第3条 常務理事会は寄附行為第14条に定めるこの法人の日常業務のほか、理事会から付託された事項及び職務権限規程等学内諸規程で定める事項について審議・決定する。

- 2 常務理事会は理事会に提出する案件について審議する。

(定足数)

第4条 常務理事会は構成員の過半数の出席がなければその議事を開き、議決することができない。ただし、緊急の場合に限り、あらかじめ常務理事会において定める方法により議決することができる。

- 2 常務理事会は、常務理事会の決定により第2条第2項に定める理事をその構成員に含めることができる。

(議事)

第5条 常務理事会の議事は、出席した構成員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは議長がこれを決する。

- 2 常務理事会の決定事項は、これを記録しなければならない。

(事務局)

第6条 常務理事会の運営に関わる事務局は総務部総務課とする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、常務理事会の議を経て、理事会がこれを決定する。

- 2 この規程の改廃に関する事務は、総務部総務課がこれを行う。

付 則

- 1 この規程は、2001年（平成13年）10月10日から施行する。
- 2 この規程は、2010年7月14日に一部改正施行する。

(追44)